

福井県報

第 2030 号
平成21年
5月1日(金)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

- 告示
 - 救急業務に係る医療機関の認定(二九五・福井保健所)……………一
 - えびこぎ網漁業に係る漁業の許可および起業の認可の申請期間(二九六・水産課)……………一
 - 保安林の指定の予定(二九七・森づくり課)……………一
 - 土地改良区の定款変更の認可(二九八・福井農林総合事務所)……………二
 - 土地改良区の定款変更の認可(二九九・三〇〇・坂井農林総合事務所)……………二
- 公告
 - 平成二十一年度狩猟免許試験ならびに狩猟免許試験更新の適性検査および講習会の実施(自然環境課)……………二
 - 休眠組合に対する解散命令についての意見書の提出(商業・サービス業振興課)……………五
 - 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出(同)……………五
 - 土地改良区の役員の退任(福井農林総合事務所)……………五
 - 土地改良区の役員の就任(同)……………六
 - 土地改良区の役員の退任(坂井農林総合事務所)……………六
 - 土地改良区の役員の就任(二二件・同)……………六
 - 土地改良区の役員の退任(三二件・同)……………六

南農林総合事務所)……………六

○ 土地改良区の役員の就任(三二件・同)……………六

○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二二件・都市計画課)……………六

公安委員会告示

○ 警備員指導教育責任者講習の実施(五三・生活安全企画課)……………七

労働委員会公告

○ 福井県労働委員会あっせん員候補者の氏名等……………九

告示

福井県告示第295号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、消防法(昭和23年法律第186号)第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。
平成21年5月1日

福井県知事 西川 一誠

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 福井総合病院
- 3 所在地 福井市江上町第58号16番地1
- 4 認定年月日 平成21年5月1日
- 5 認定の有効期限 平成24年4月30日

福井県告示第296号

福井県漁業調整規則(昭和39年福井県規則第61号。以下「規則」という。)第8条第2項および規則第21条第3項において準用する規則第8条第2項の規程に基づき、漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項の小型機船底びき網漁業のうち、えびこぎ網漁業に係る漁業の許可および起業の認可の申請期間を定めたので、規則第8条第3項および規則第21条第3項において準用する規則第8条第3項の規定により、次のとおり公示する。
平成21年5月1日

福井県知事 西川 一誠

平成21年5月1日から同月15日まで
福井県告示第297号
農林水産大臣から、森林法(昭和26年法

律第249号)第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。
平成21年5月1日

福井県知事 西川 一誠

- 1 保安林予定森林の所在場所
今立郡池田町柿ヶ原2字大谷口1の2、1の3、16字口大谷1、2、3の1、3の2、17字仲大谷1、2の1、2の2、3の1、4、18字奥大谷1、2、19字小林1から5まで、持越8字大谷口3の1、5の2、6の2、7から11まで、43字柳清水4の1から4の3まで、5、6、7の1、7の2、8、44字下松尾1、2、3の1、3の2、4、5、45字上松尾谷1の1、2の1、3、46字小林1、2の1から2の4まで、3、4の1から4の3まで、4の5、4の6、5、6、8の1、47字大谷1、2の1、3、4の1、5から7まで
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
持越47字大谷1・7(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法
・期間および樹種
次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第298号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、平成21年4月21日付けで岡保土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年5月1日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第299号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、平成21年4月20日付けで井場土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年5月1日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第300号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、平成21年4月20日付けで三国池上土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年5月1日

福井県知事 西川 一誠

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の狩猟免許試験（以下「狩猟免許試験」という。）ならびに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第59条第1項の適性検査および規則第61条第1項の講習（以下「適性検査等」という。）を実施するので、規則第51条第2項（規則第59条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公示する。

平成21年5月1日

福井県知事 西川 一誠

1 狩猟免許試験および適性検査等（以下「試験等」という。）の期日、時間、場所および申請期間

(1) 狩猟免許試験

試験は、下記のとおり県内2カ所の会場で開催する。第1回の試験に不合格になった者には、申請期間内に再度申請すること、第2回の試験を受けることができる。

	期日	時間	場所	申請期間
第1回	平成21年8月2日（日）	午前9時30分から 午後5時30分まで	三方上中郡若狭町鳥浜122-27-1 三方青年の家	平成21年6月19日（金）から 平成21年7月17日（金）まで
第2回	平成21年9月6日（日）	午前9時30分から 午後5時30分まで	吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1 福井県立大学福井キャンパス 共通講義棟 1階	平成21年6月19日（金）から 平成21年8月19日（水）まで

(2) 適性検査等

講習会は、下記のとおり県内4カ所の会場で開催する。また、下記の日程の講習会を受講できないやむを得ない事由が

ある者について、狩猟免許試験実施日に講習会を開催する。狩猟免許試験日の講習会は、やむを得ない事由を証明する書類を狩猟免許更新申請書に添付して提出し、審査の上、承認された者に限り、受講することができる。

期日	時間	場所	申請期間
平成21年7月7日(火)	午前9時00分から 午後0時30分まで	三方上中郡若狹町中央1-2 三方公民館 2階	
	午後1時30分から 午後5時00分まで		
平成21年7月9日(木)	午後1時30分から 午後5時00分まで	大野市天神町1-19 多田記念大野有終会館	
	午前9時00分から 午後0時30分まで		
平成21年7月14日(火)	午後1時30分から 午後5時00分まで	鯖江市横越町18-41-1 福井県農業共済会館 事務所棟2階	平成21年5月18日(月) から 平成21年6月17日(水) まで
	午前9時00分から 午後0時30分まで		
平成21年7月16日(木)	午後1時30分から 午後5時00分まで	福井市川合鷲塚町61字北稲田10 福井県工業技術センター 研修棟2階	

2 試験等の内容

(1) 狩猟免許試験

ア 適性試験 (視力、聴力および運動能力)

イ 知識試験 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具ならびに鳥獣に関する知識、鳥獣の保護管理に関する知識)

ウ 技能試験 (猟具の取扱いおよび鳥獣の判別、距離の目測 (第一種銃猟免許または第二種銃猟免許受験者に限る。))

(2) 適性検査等

ア 適性検査 (視力、聴力および運動能力)

イ 講習 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別ならびに猟具の取扱い、鳥獣の保護管理に関する知識)

3 狩猟免許試験の受験資格

狩猟免許試験を受けることができる者は、次のいずれにも該当しない者とする。

(1) 狩猟免許試験の日において20歳に満たない者

(2) 精神障害または発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病气として環境省令で定められているものにかかっている者

(3) 麻薬、大麻、あへんまたは覚せい剤の中毒者

(4) 自己の行為の是非を判別し、またはその判別に従って行動する能力がなく、または著しく低い者 (前3号に該当する者を除く。)

(5) 法または法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から3年を経過していない者

(6) 狩猟免許を取り消され、その取消の日から3年を経過していない者

(7) 不正な手段によって受験し、または受験しようとしたため、期間を定めて受験を禁止されている者

4 受験等の手続

試験等を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、狩猟免許申請書または狩猟免許更新申請書 (以下「申請書」という。) にそれぞれ次に掲げるものを添付して、申請者の住所を管轄する各農林総合事務所 林業・木材活用課 (越前町にお住

まいの方は、丹生分庁舎 丹生林業・木材活用課)、嶺南振興局林業水産部 林業・木材活用課または嶺南振興局二州農林部 林業水産課(以下これらを「鳥獣関係行政機関」という。)に提出すること。

なお、申請書の用紙は、鳥獣関係行政機関および県猟友会で配布する。

(1) 写真 1枚

(無帽、正面、上三分身および無背景の本人像を申請日前6箇月以内に撮影したもので、大きさは縦3.0cm、横2.4cmとする。

なお、裏面に氏名および撮影年月日を記入すること。)

(2) 猟銃・空気銃所持許可証の写し 1通
(申請者が銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合。)

(3) 医師の診断書 1通
(申請者が精神障害または発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがあるとして規則第47条各号で定められている病気にかかっていること、麻薬、大麻、あへんもしくは覚せい剤の中毒者でないことおよび自己の行為の是非を判別し、またはその判別に従って行動する能力がなく、または著しく低い者であることを証するものとする。

ただし、申請者が猟銃・空気銃所持許可証の写しを提出した人は、医師の診断書を提出する必要はない。)

(4) 返信用封筒 1通

(80円分の郵便切手をはり、あて先として申請者本人の郵便番号、住所および氏名を記入したもの。)

5 試験等の手数料の納入

次に掲げる手数料に相当する福井県収入証紙を申請書の所定欄にはり付けること。

(1) 狩猟免許試験の手数料

ア 新たに狩猟免許を取得しようとする者 5,200円

イ 既に取得している狩猟免許と異なる種類の狩猟免許を取得しようとする者 3,900円

(2) 適性検査等の手数料 2,800円

6 合格者

狩猟免許の結果については、試験終了後7日以内に受験者に郵送で可否を通知し、合格者には9月中旬に鳥獣関係行政機関を通じて狩猟免状を交付する。

7 その他

狩猟免許試験の結果については、合格発表の日から1箇月間、県庁安全環境部自然環境課内において福井県個人情報保護条例第24条の規定による口頭による開示請求を行うことができる。開示する内容は、知識試験、技能試験の得点および適性試験の可否とする。

受験等の手続その他試験等に関する問い合わせは、安全環境部自然環境課(電話0776-20-0306)または次の表に掲げる鳥獣関係行政機関あてに行うこと。

名称	住所地	郵便番号	連絡先
福井県安全環境部 自然環境課	福井市大手3丁目17-1 福井県庁	910-8580	0776 (20) 0306
福井農林総合事務所 林業・木材活用課	福井市松本3丁目16-10 福井合同庁舎	910-8555	0776 (21) 0010
坂井農林総合事務所 林業・木材活用課	坂井市三国町水居17-45 坂井合同庁舎	913-8511	0776 (82) 2800
奥越農林総合事務所 林業・木材活用課	大野市友江11-10 奥越合同庁舎	912-0016	0779 (65) 1280
丹南農林総合事務所 林業・木材活用課	越前市上太田町41-5 奥越合同庁舎	915-0882	0778 (23) 4545

丹南農林総合事務所	丹生郡越前町内郡14-36	916-0147	0778 (34)	1790
丹南林業・木材活用課	丹生分庁舎 (越前町管轄)			
嶺南振興局林業水産部	小浜市速敷1丁目101	917-0297	0770 (56)	2211
林業・木材活用課	若狭合同庁舎			
嶺南振興局二州農林部	敦賀市中央町1丁目7-42	914-0811	0770 (22)	0001
林業水産課	敦賀合同庁舎			

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第106条第2項の規定に基づき、次の組合について、正当な理由が無いのに引き続き1年以上その事業を停止していると認められ、かつ、将来の正常な運営を確保することができるとは認められないため解散命令を行う手続を進めている。ついては、これに意見がある関係者は本公告掲載の翌日から1月以内に福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができ旨を公告する。

平成21年5月1日

福井県知事 西川 一誠

- 1 解散命令の手続中の組合
企業組合川崎元禄堂
代表理事 川崎 豊美
福井市中央一丁目5番5号
- 2 意見書の提出先
福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業・サービス業振興課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内

に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

平成21年5月1日

福井県知事 西川 一誠

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
ヤマダ電機テックランド越前店
越前市瓜生町40字山王7番1 外18筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機
代表取締役 山田 昇
群馬県高崎市栄町1番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う主な者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機
代表取締役 山田 昇
群馬県高崎市栄町1番1号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年12月18日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,312.00平方メートル
- 6 駐車場の収容台数
164台
- 7 駐輪場の収容台数
96台
- 8 荷さばき施設の面積
273.55平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
39.00立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時45分
- 11 来客が駐車場を利用することができる

時間帯

午前9時30分から午後10時まで

12 駐車場の自動車の出入口の数
4か所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時から午後10時まで

14 届出のあった日
平成21年4月17日

15 届出の縦覧場所

(1) 福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業・サービス業振興課

(2) 越前市府中一丁目13番7号 第2庁舎
越前市産業環境部商工政策課

16 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間
公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時30分まで

17 意見書の提出先
福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業・サービス業振興課

福井県土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成21年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成21年5月1日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所
理 事 佐藤 岩雄 福井市石橋町1-20

理事 谷口 隆一 福井市白方町13-32
 理事 畑下 藤勝 福井市石橋町6-3
 理事 山下 清臣 福井市石橋町6-10
 理事 杉田 弘巳 福井市石新保町19-15
 理事 阿部 茂昭 福井市浜島町7-43
 理事 船谷 茂 福井市白方町44-16
 理事 小林 孝行 福井市白方町13-10
 理事 西口 喬二 福井市白方町12-9
 理事 林 栄治 福井市石橋町9-2
 監事 米屋 敏夫 福井市白方町11-17

福井県土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成21年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成21年5月1日

福井県知事 西川 一誠
 役員名 氏 名 住 所
 理事 西口 喬二 福井市白方町12-9
 理事 小林 秀嗣 福井市白方町10-25
 理事 畑下 藤勝 福井市石橋町6-3
 理事 林 栄治 福井市石橋町9-2
 理事 松濱 一男 福井市石橋町6-51
 理事 杉田 弘巳 福井市石新保町19-15
 理事 山脇 長雄 福井市浜島町7-5
 理事 船谷 重則 福井市白方町13-2
 理事 渡邊 勝 福井市白方町10-29
 監事 佐藤 岩雄 福井市石橋町1-20
 監事 内田 新治 福井市白方町13-24

三国池上土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成21年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成21年5月1日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所
 理事 近藤 和幸 坂井市三国町池上57-2
 〃 齊藤 道廣 〃 〃 池上48-20-2
 〃 齊藤 富美男 〃 〃 池上62-5-乙
 〃 近藤 敏和 〃 〃 池上26-13
 〃 齊藤 武美 〃 〃 池上47-21
 〃 近藤 尚二 〃 〃 池上24-17
 〃 近藤源一郎 〃 〃 池上23-5
 〃 高橋 高光 〃 〃 池上21-7
 〃 高橋 正史 〃 〃 池上19-7
 〃 高橋 誠行 〃 〃 池上21-53
 〃 田川 正夫 〃 〃 池上88-88
 監事 近藤 儀憲 〃 〃 池上24-9-甲
 〃 齊藤 恵治 〃 〃 池上26-10
 〃 古川 和希 〃 〃 池上109-7

三国池上土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成21年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成21年5月1日

福井県知事 西川 一誠
 役員名 氏 名 住 所
 理事 近藤 和幸 坂井市三国町池上57-2
 〃 齊藤 道廣 〃 〃 池上48-22
 〃 齊藤 富美男 〃 〃 池上62-5-乙
 〃 齊藤 浩治 〃 〃 池上63-6
 〃 齊藤 耕 〃 〃 池上27-50
 〃 齊藤 文彦 〃 〃 池上27-31-2
 〃 近藤 敏則 〃 〃 池上23-8
 〃 高橋 高光 〃 〃 池上21-7
 〃 高橋 正史 〃 〃 池上19-7
 〃 近藤 守人 〃 〃 池上90-86-2
 〃 東 孝治 〃 〃 池上109-16
 監事 近藤源一郎 〃 〃 池上23-5

監事 近藤源一郎

〃 齊藤 恵治 〃 〃 池上26-10
 〃 古川 和希 〃 〃 池上109-7
 細呂木北部土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成21年3月12日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

福井県知事 西川 一誠
 役員名 氏 名 住 所
 理事 武藤 太平 越前町八田新保9-14

平成21年5月1日

福井県知事 西川 一誠
 役員名 氏 名 住 所
 理事 山崎長吉郎 あわら市滝18-5
 〃 富田毅矩男 〃 〃 指中34-52
 〃 小林 純一 〃 〃 蓮ヶ浦19-13
 〃 青池 重三 〃 〃 滝27-71-2
 〃 小見山信雄 〃 〃 滝36-6
 〃 佐藤 照夫 〃 〃 柿原39-4
 〃 藤川 一男 〃 〃 柿原43-16
 〃 玉木 英夫 〃 〃 蓮ヶ浦58-9-2
 〃 杉田 武雄 〃 〃 蓮ヶ浦22-33
 〃 森 達夫 〃 〃 蓮ヶ浦19-10
 〃 吉川 貞雄 〃 〃 細呂木26-4-1
 〃 清水喜美子 〃 〃 橋屋26-2
 〃 高井 廣敏 〃 〃 桶山22-7-甲
 〃 三上 健作 〃 〃 指中54-7-2
 〃 山下 敏博 〃 〃 指中34-14
 〃 小坂 勇吉 〃 〃 沢17-48
 監事 菅谷 敬一 〃 〃 細呂木25-8
 〃 幸川 興一 〃 〃 滝22-5
 〃 伊藤 哲 〃 〃 指中14-11

福井宮崎土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成21年3月6日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成21年5月1日

福井県知事 西川 一誠
 役員名 氏 名 住 所
 理事 宮本 良雄 池田町稲荷16-9
 〃 広田 茂雄 〃 〃 寺島15-13
 〃 清水 俊雄 〃 〃 上荒谷11-24
 〃 山口興志郎 〃 〃 東角間33-1

池田町土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成21年3月26日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成21年5月1日

福井県知事 西川 一誠
 役員名 氏 名 住 所
 理事 宮本 良雄 池田町稲荷16-9
 〃 広田 茂雄 〃 〃 寺島15-13
 〃 清水 俊雄 〃 〃 上荒谷11-24
 〃 山口興志郎 〃 〃 東角間33-1

〃 佐藤 秀幸 〃 新保2-4
〃 福田甚三郎 〃 魚見85-17
〃 村中 義昭 〃 水海90-6
〃 倉内 博 〃 山田8-4
〃 森田 寛和 〃 谷口31-18
〃 本山 了一 〃 清水谷21-33
〃 豊田 修二 〃 松ヶ谷38-28
監 事 平井 英志 〃 稲荷34-22-2
〃 村上 均 〃 水海62-18

監 事 杉本 元志 〃 中平吹町74-9
〃 山本 俊栄 〃 松森町24-31
〃 山口 幸助 〃 下太田町12-9

都市施設 (道路)
(2) 名称
丹南都市計画道路 3・5・43号河
濯線、3・4・63号家久1号線および
3・5・64号北府1号線
2 縦覧場所
福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部都市計画課

福井宮崎土地改良区から、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次の者が平成21年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。
平成21年5月1日

福井宮崎土地改良区から、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次の者が平成21年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。
平成21年5月1日

日野土地改良区から、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次の者が平成21年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。
平成21年5月1日

福井宮崎土地改良区から、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次の者が平成21年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。
平成21年5月1日

池田町土地改良区から、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次の者が平成21年3月27日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。
平成21年5月1日

福井宮崎土地改良区から、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次の者が平成21年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。
平成21年5月1日

福井宮崎土地改良区から、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次の者が平成21年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。
平成21年5月1日

福井宮崎土地改良区から、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次の者が平成21年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。
平成21年5月1日

福井宮崎土地改良区から、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次の者が平成21年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。
平成21年5月1日

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第53号

警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習 (以下「新規取得講習」という。) および警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和58年国家公安委員

会規則第2号)第6条に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「追加取得講習」という。)を次のとおり実施する。

平成21年5月1日

福井県公安委員会

委員長 松本 幸太郎

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期間および定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種別	実施期間	定員
法第2条第1項第2号に規定する警備業務	新規取得講習	平成21年7月6日(月)から平成21年7月13日(月)まで	20名
	追加取得講習	平成21年7月9日(木)から平成21年7月13日(月)まで	

日曜日および土曜日を除く。

2 実施場所

福井市春山1丁目7番3号 染織会館5階会議室

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るもの)に限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るもの)に限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている者であつ

平成21年5月1日(金)

福井県報第2030号

て、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るもの)に限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るもの)に限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した者であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習
受講申込みを行う日において、2号警備業務の区分以外の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に2号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定(2号警備業務に係るもの)に限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定(2号警備業務に係るもの)に限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者

エ 2号警備業務に係る旧1級検定に合格した者

オ 2号警備業務に係る旧2級検定に合

格した者であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

4 受講申込みの手続

(1) 受付期間

平成21年5月18日から平成21年5月22日までの午前9時から午後5時までの間(定員になり次第受付を終了する。)

(2) 受付場所

福井県内の警察署

なお、本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(3) 提出書類

ア 共通

警備員指導教育責任者講習受講申込書(申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルの写真1枚をはり付けること。) 1通

イ 新規取得講習

(ア) 上記3(1)アに該当する者

ア 2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。) 1通

イ 履歴書 1通

(イ) 上記3(1)イに該当する者

ア 2号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通

(ウ) 上記3(1)ウに該当する者

ア 2号警備業務に係る2級検定合格証の写し 1通

イ 警備業務従事証明書 1通

(エ) 上記3(1)エに該当する者

ア 2号警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通

- (ホ) 上記3(1)オに該当する者
 - ア 2号警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - イ 警備業務従事証明書 1通
 - ロ 追加取得講習
 - (ヘ) 上記3(2)アに該当する者
 - ア 警備業務従事証明書 1通
 - イ 履歴書 1通
 - ロ 資格者証等の写し 1通
 - (ニ) 上記3(2)イに該当する者
 - ア 2号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
 - イ 資格者証等の写し 1通
 - (ハ) 上記3(2)ウに該当する者
 - ア 2号警備業務に係る2級検定合格証の写し 1通
 - イ 警備業務従事証明書 1通
 - ロ 資格者証等の写し 1枚
 - (ヒ) 上記3(2)エに該当する者
 - ア 2号警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - イ 資格者証等の写し 1枚
 - (ホ) 上記3(2)オに該当する者
 - ア 2号警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - イ 警備業務従事証明書 1通
 - ロ 資格者証等の写し 1枚
 - (4) 手数料
 - ア 新規取得講習 38,000円
 - イ 追加取得講習 14,000円
- に相当する福井県証紙を警備員指導教育責任者講習受講申込書にはり付けると。
- なお、納付された受講手数料は、返還しない。

- 5 講習に関する問い合わせ先
福井県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 0776-22-2880 (内線3044) または各警察署生活安全課(係)
- 6 その他
- (1) 委託先
本講習は、社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 修了審査
講習終了後、福井県公安委員会が修了審査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

労働委員会公告

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条および労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、福井県労働委員会あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成21年5月1日

福井県労働委員会
会長 中山 義壽

田中 一	支部長 電機連合福井地方協議会事務局長
牧野 恭英	日本郵政グループ労働組合北陸地方本部書記次長
米澤 賢治	敦賀海陸運輸株式会社専務取締役
清川 忠	清川マツキ工業株式会社代表取締役社長
本多 恵公	セーレン株式会社顧問
坪田 雅一	福井県経営者協会専務理事
黒田 一郎	アイテック株式会社代表取締役社長

氏名	関歴
中山 義壽	福井県立大学経済学部名誉教授
高田 洋子	福井大学教育地域科学部教授
円居 愛一郎	弁護士
湯川 勢津子	特定社会保険労務士
山川 均	弁護士
吉田 哲夫	福井県労働者福祉協議会副会長
山岸 克司	日本労働組合総連合会福井県連合会事務局長
宮崎 伸介	UIゼンセン同盟福井県支部

平成二十一年五月一日印
平成二十一年五月一日發

刷行

發行人
印刷人

〒九一〇一八五八〇
〒九一〇一〇八四三

福井県福井市大手三丁目一七番一號 福井県
福井県福井市西開發三丁目七一五 白崎印刷(株)

☎六三〇〇